

日本テコンドー協会（JTA）

2013年7月23日通達
日本テコンドー協会
宗師範 河 明生

全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会 壮年部組手の実施（予定）にともなう

JTA壮年部フルコンタクトテコンドー特別ルール

記

一、趣旨および条件

1、全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会の壮年部組手の実施（予定）の趣旨

日本テコンドー協会（以下、JTA）を構成する壮年部の門人の中には、若い頃、他流派のテコンドーやフルコンタクト系空手等の打撃系（傾向的に伝統空手出身者は少ない）等の他の打撃系武道を一生懸命修行していたが、自己の責めに帰さない事件・事情等で当該団体に失望し、やむなく退会した人々が存在する。

退会理由は、ほぼ例外なく所属していた団体の上層部の不義・犯罪や道場主の不義・不祥事である。たとえば、当該団体内での派閥争い・分裂騒動・権力闘争、理不尽な待遇、ルートセールス等を奨励する金儲け主義への幻滅、女子門下生との不倫に対する反発（献身的にサポートしていた妻への同情）、複数の会員が存在するにもかかわらず市会議員等に転職するや否や道場を閉鎖し消滅してしまった等々、様々ではあるが、かつて所属していた武道団体の指導者層に失望したことは疑いもない。

しかし、彼らの打撃系武道への思い、とりわけテコンドーへの思いは、あたかも純粋な青少年期に体験した初恋の相手に対する思いのそれと似ているのかも知れない。

40歳を越えても、若い頃の熱き思い忘がたく、「最後の希望」としてJTAのクラブを見学し、体験し、クラブ長の蹴美や人柄に惹かれ、しかもJTA加盟クラブの「和」の雰囲気に観じることで、JTAへの入門を決意し、他の武道で高い段位を有しているながらも、白帯からJTAテコンドーを始めた人々である。

私は上記に該当する門人達から、「もっと若い頃に、JTAテコンドーに出会ってたら良かったと思います」という主旨の感傷的吐露を聞いたことがある。

しかも一若い頃なら全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会を目指していたと思いますという無念を観じることがあった。

彼らは、すでに年齢的・体力的に選手としてのピークが過ぎているという客観的状況下にある。しかも家庭をもち妻子を養う立場になっており、全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会の一部組手ルールにもとづき若い選手と戦うことは困難である。なぜならば、死亡や後遺障害等のリスクが高いからである。

だが、人間は、自分の行為がたとえ失敗したとしても、自分で決定し行動した結果については甘受できるが、逆に、「あの時、何故、自分は勇気を出して行動に移すことができなかつただろう」という後悔は、終生、その人の脳裏から離れないという。

仮に、上記の心理学的見地が正しいとすれば、JTA創始者として、何らかの対応、より具体的に言うと、「壮年部にも全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会への機会を与える必要があるのではないか」と考えるに至った。
なぜなら、JTAは「最善の武道団体」を目指しているからである。
「最善」というためには、JTAテコンドーを生涯武道と定めた壮年部門人達に「自己の武道人生に対する達成感を与える機会を与えるべきではないか」と考える至った。

果たして自己の人生に対する達成感とはなんぞや？
40代の男は、ブルス・リー、具志堅用高等のプロボクシング、プロレス・ブーム、漫画空手バカ一代等の一連の格闘技ブームを体験しており、子供の頃のケンカもある程度は許容されていた関係で「強さに対する憧れ」が強い。
「男気という感性」も、下の世代よりは相対的に高いとみなせる。
換言すれば、強い男に対する憧憬が強い世代なのだ。
だから自分自身も可能な限り、男として強くなろうとする。
天から肉体的強さを与えられている男子に生まれたのであるから、まことに望ましいことである。

彼らには、
一男に生まれた以上、格闘技の殿堂・後楽園ホールのリングに上り正々堂々と戦いたい！
という男気が強いと考えている。
それが実現すれば、たとえ大けがをしたとしても、たとえ一回戦で負けたとしても、自己が望んだことを実現したのだから、達成感を観じることができると考えられる。
またそう観じてもらえば、JTA創始者としてこれほど喜ばしいことはない。
たとえ敗れて負傷したとしても、自分自身を褒めるべきだと希望している。

2. 条件

しかしながら、JTA壮年部門人が、
全日本フルコンタクト・テコンドー選手権大会に出場するためには、重要な条件がある。

当該壮年部門人が、妻子をもつ世帯主である場合、あるいは、
独身であっても、年老いた父母等の扶養家族がいる場合、彼一人の人生ではなくなっているという点だ。
ゆえに、夫人や成人の子供、扶養している家族等の同意が不可欠となる。

フルコンタクト・ルールの格闘技であり、40歳を越えているという年齢的問題により
死亡や重度の後遺障害等が生じる危険があり、
その確率が高いことを上記の家族が同意していなければならないのだ。

当該同意は、強制されるものではない。
十分な家族会議等の話し合いを通じて意思統一をしてもらう必要がある。
当該壮年部門人が、上記の家族の同意を得たという証として、
当該壮年部門人が提出する全日本フルコンタクトテコンドー選手権大会出場申請書と同じ主旨の同意書を提出しなければ参加を許可することはできない。

二、壮年部フルコンタクト・テコンドー特別ルール

全日本大会における壮年部組手試合において、

過去に習った空手等の技を多用する「カラテコンドー」がチャンピオンになるべきではない。

壮年部といえども、JTAフルコンタクト・テコンドーの全日本大会である以上、

職業に秀でた選手が、「フルコンタクト・テコンドー壮年部チャンピオン」の称号を得るべきである。

JTA壮年部門人は、精神美を追究し、青年部および少年少女部の模範にならなければならぬ。

日本跆拳道家としての品格をもたなければならない。

第1条 フルコンタクト・テコンドー壮年部選手の品格

1、壮年部の試合は、品格に欠ける気合い（下段の事例と趣旨参照）を禁止する。

事例と趣旨

JTAは、「最善の武道団体」を目指すべきである。

そのためには、有段者、とりわけ全日本FT大会選抜選手の品位が不可欠である。

ところが、試合中に過度の気合い、たとえば、ただ前に突進しながら

「オリヤ！ オリヤ！」「ウリヤ！ ウリヤ！」「セイヤ！ セイヤ！」等々、
奇妙な気合いを連呼する選手が稀にいる。

武道や格闘技の経験のない一般の観客が見たときに、どう観じるのかを思慮すべきである。

繁華街等で大声で怒鳴り散らし、ケンカをする暴力団や半グレ等のチンピラと同じではないか、
と観じるはずで、敬遠したくなることはあっても、好感を得ることは断じてない。

「最善の武道団体」を目指すJTAの有段者なら我が身を恥じて控えるべきである。

この下品な気合いを後楽園ホールのリングで叫ぶことは看過できない。

よって品位に欠ける気合いを連呼する選手は、全日本FT大会出場権を与えない。

とくに壮年部のフルコンタクト系空手経験者は、気を付けなければならない。

嘲笑されるだけであることを努々忘れてはならない。

2、壮年部の試合は、青年部や少年少女部が「美しさを観じる精神美」を追究すべきである。

特別ルールの遵守はもとより、試合前後の完成された「さわやかな礼儀礼節」を心がけることで
青年部や少年少女部の模範になるという精神が必要不可欠である。

第2条 フルコンタクト・テコンドー壮年部選手の職業阻害防止の禁止技

1、職業を阻害する次の技を禁止する。

①回し蹴りは、上段・中段・下段いずれも禁止する。

趣旨 昔の空手には前蹴り、急所蹴り、横蹴りが主体で回し蹴りをはなつ者は皆無だった。なぜなら、男子最大の急所に隙が生じ、そこを狙われて実践的ではないからである。ところが、急所蹴りを禁止するという近代組手ルールの普及により事情が変わった。ムエタイ等の影響により極真空手等のフルコンタクト系空手を通じて普及したわけだが、その最大の理由は習得が容易であり、遠心力の効用で威力が高まるからである。しかし、すでにふれたとおり、JTAでは「カラテコンドー・チャンピオン」は不要である。また、後楽園ホールのリング上で体重差がある場合、ロープのためかわし防御に限界があり、しかも蹴りの威力が増して危険であるからである。

②突きは、上段・中段いずれも禁止する。蹴り技のみで勝敗を決しなければならない。

趣旨 壮年部は20～30代の選手と比べて体力がない。そのため他の壮年部の格闘技試合同様、パンチばかりのケンカのようなどつきあいとなる。突きだけのどつきあいは、JTAの品位を汚し、美しくない。

顔面防具を着用しているとはいえ体重差のある相手から顔面強打を受けると危険である。

③上記の禁止技をはなった場合、故意・過失にかかわらず減点1とし、減点2で失格とする。
ただし、相手選手のダメージが大きい場合、反則負けを宣告する。

2、それ以外は、JTA試合法、とりわけJTAフルコンタクト・テコンドー・ルールを準用する。

第3条 フルコンタクト・テコンドー壮年部選手の防具着用義務

1、壮年部選手は次の防具を着用しなければならない。

①青または赤の顔面防具

②臍サポーター

③ファールカップ

2、次の防具等は希望すれば着用することができる。

①胴防具

ただし、体重判定になった場合は、着用したまま体重計にのらなければならない。

②各種テーピング

ただし、重りを加えるためのものは発覚次第失格とする。

第4条 フルコンタクト・テコンドー壮年部選手の失格

- 1, 反則技等により主審が二度注意しても止めない場合は、その場で失格とする。
- 2, 参加費は返却しない。
- 3, 判定に不服不遜な態度をとった場合、永久試合出場処分とする。

本法は、2013年8月より施行する。